

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会計細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則(以下「会則」という。)第28条に規定する会計を適正に処理するために必要な事項を定める。

(旅費の支出)

第2条 会則第9条に規定する役員及び会則第23条に規定する委員会委員(役員及び補助委員)が、会則第4条に規定する事業を処理するため及び関係する諸会議に出席するための旅費について、次のとおり処理する。

- (1) 自宅から会議等開催地までの経済的かつ効率的な経路による公共交通機関の運賃を旅費として支給する。
- (2) 自己の判断において、自家用車等を利用する場合においても前号の旅費を支給する。ただし、事故等があった場合においても神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会としては、その責任を負わない。
- (3) 関係機関・団体等の主催する会議等に参加し、当該機関・団体等から謝金等が支給された場合においては、これをもって旅費に充当するものとする。
ただし、謝金等の金額が1万円を超える場合については、役員会の場においてその扱いを決定する。

(通信費の支出)

第3条 通信費については、役員及び委員会委員について、その役割に応じた年間定額通信費を役員会で決定し、当該年度の予算の範囲内で支給する。

(会議費の支出)

第4条 役員及び委員会委員に係る会議については、役員会で決定した茶菓代等を当該年度の予算の範囲内で支出する。

(委員会経費)

第5条 会則第23条に規定する各委員会(特別委員会を除く)における経費のうち、会議費、旅費、通信費、事務消耗品費等については、当該年度の予算の範囲の額でかつ役員会で決定した金額について、前渡金として総務委員会の会計担当から各委員会に交付する。

- 2 各委員会(特別委員会を除く)においては、会計担当者を置き各委員会の会計を処理する。
- 3 支出にあたっては支出簿に記載のうえ領収書を別紙に添付し、当該年度末に残金とともに総務委員会の会計担当に提出しなければならない。なお、旅費については、第2条の規定による金額を旅費支出簿に原則として各委員会の会計担当が記入するものとし、自動販売機による購入等領収書の発行されないものについては、各委員長の出発証明書により支出し、それ以外の支出については、適正な領収書の添付のない場合の支出については、これを認めない。
- 4 第1項に規定する経費以外の支出については、各委員長からの依頼により、原則として総務委員会の会計担当が直接処置(支出)するものとする。

附 則 この細則は、2009年4月26日から施行する。

附 則 この細則は、2015年5月10日から施行する。

< 役員会決定事項 >

※ 第4条に規定する会議費の支出は、2019年4月26日の役員会で一律500円に決定。

附 則 この細則は、2020年6月6日から施行する。

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則(以下「会則」という。)第23条第1項に規定する常置委員会の運営等について、適正に処理するために必要な事項を定める。

(委員の資格)

第2条 各委員会の委員(役員及び補助委員を含む)は、会則第5条第2項に規定する一般会員(以下「一般会員」という。)とする。

(定数)

第3条 常置委員会の定数は、原則として、委員長、副委員長を含め次のとおりとする。

- (1) 総務委員会、広報委員会、競技・研修委員会においては、会則第9条に規定する会計を含め、それぞれ4名とする。
- (2) 業務に応じて補助委員を若干名置くことができる。

(選出方法)

第4条 役員及び補助委員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は、会則9条第2項により選出する。
- (2) 補助委員は、一般会員の希望者及び役員から推薦のあった一般会員で、会長及び副会長の承認を得るものとする。

(相互連携及び合同委員会)

第5条 会則第23条本文に規定する関連する業務に係る各委員会の相互の連携を図るため、委員会開催にあたり他の委員会委員の出席を求めることができる。

2 各委員会において他の委員会との合同開催が必要と判断した場合は、該当する委員会の委員長の判断により、委員会を合同で開催することができる。

なお、合同で開催する場合の議長については、原則として、合同開催を呼びかけた委員会の委員長がこの任にあたるものとする。

(議事録)

第6条 各委員会は、会則第27条に規定する議事録を、委員会終了後速やかに総務委員長に提出するものとする。

(報告)

第7条 各委員会における事業及び予算に関連する主な決定事項については、役員会において当該委員長(委員長が欠席する場合は、委員長が指名した当該委員会委員)が報告しなければならない。なお、役員会までに期間がある場合、総務委員会において必要と判断した場合は、総務委員会の場に会長、副会長及び当該委員長の出席を求め、当該委員長(委員長が欠席する場合は、委員長の指名した当該委員会委員)からの報告を求めることができる。

(その他)

第 8 条 会則第 9 条に規定する副会長は、1 名が総務委員会及び広報委員会を、他の 1 名が競技・研修委員会の担当となり、必要に応じて担当する委員会に出席して意見を述べるなど委員会の運営が円滑に行われるよう心掛けるものとする。

附 則 この細則は、2009 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 この細則は、2015 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 この細則は、2020 年 6 月 6 日から施行する。

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会支部設置細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則(以下「会」という。)第4条に規定する事業を円滑に推進するため、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会(以下「協議会」という。)の支部の設置に関して必要な事項を定める。

(対象区域)

第2条 協議会の支部(以下「支部」という。)を設置できる対象区域は、市町村域以上とする。

(支部の名称)

第3条 支部の名称については、原則として、該当する市町村名を冠することとし、市町村域をまたがる場合においても、該当する市町村名及び郡名を基本とする。なお、支部に愛称を付けることは差し支えないが、協議会や該当する地域にふさわしい名称とする。

(支部の運営)

第4条 支部の運営については、支部の規約を定め適切に運営するものとし、当該規約については協議会の役員会に報告し承認を受けるものとする。

附則 この細則は、2009年4月26日から施行する。

附則 この細則は、2015年5月10日から施行する。